

大火災対策編

I 大火災対策計画及びII 大爆発対策計画	1
-----------------------	---

I 大火災対策計画

総 則		頁
第1章 総則		2
第1節	関係機関の業務の大綱	2
第2節	町内の主な火災災害	2
第3節	予想される災害と気象条件	3

発 災 前		頁
第2章 火災予防計画		4
第1節	消防体制の整備	4
第2節	火災の予防対策	4
第3節	林野火災対策の推進	5
第4節	火災気象通報の取扱い	5

発 災 後		頁
第3章 災害応急対策計画		6
第1節	大規模火災及び林野火災に対する消防活動	6
第2節	情報伝達系統図	6
第3節	町の対応	7

復 旧 ・ 復 興 期		頁
第4章 災害復旧計画		8
第1節	各機関が実施する対策	8

II 大爆発対策計画

総 則		頁
第1章 総則		9
第1節	関係機関の業務の大綱	9
第2節	予想される災害	9

発 災 前		頁
第2章 災害予防計画		10
第1節	ガス災害予防計画	10
第2節	危険物災害予防計画	11
第3節	火薬類災害予防計画	12

発 災 後		頁
第3章 災害応急対策計画		13
第1節	関係機関の業務の大綱	13
第2節	情報伝達系統図	13
第3節	町の対応	14

復 旧 ・ 復 興 期		頁
第4章 災害復旧計画		15
第1節	原因究明と是正措置	15

I 大火災対策計画及びII 大爆発対策計画

この計画は、「災害対策基本法」第40条の規定により、小山町民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するために、小山町及び防災機関が行うべき小山町の地域に係る「大火災対策の大綱」（「共通対策編」で定めたものを除く）を定めるものとする。

「大火災対策編」は、以下のとおり、「I 大火災対策計画」、「II 大爆発対策計画」から構成する。

I 大火災対策計画

章	記 載 内 容
第1章 総則	関係機関の業務の大綱、町内の主な火災災害、予想される災害と気象条件
第2章 災害予防計画	消防体制の整備、火災の予防対策、林野火災対策の推進、火災気象通報の取扱い
第3章 災害応急対策計画	大規模火災及び林野火災に対する消防活動、情報伝達系統図、町の対応
第4章 復旧計画	各機関が実施する対策

II 大爆発対策計画

章	記 載 内 容
第1章 総則	関係機関の業務の大綱、予想される災害
第2章 災害予防計画	ガス災害予防計画、危険物災害予防計画、火薬類災害予防計画
第3章 災害応急対策計画	関係機関の業務の大綱、情報伝達系統図、町の対応
第4章 復旧計画	原因究明と是正措置

I 大火災対策計画

第1章 総 則

多数の死傷者が発生するおそれのある大規模な火災及び焼損が広範囲にわたる林野火災による被害を防止、軽減するための火災予防対策並びに火災が発生した場合の応急対策等について定める。

第1節 関係機関の業務の大綱

実施主体	内 容	
町	消防体制の整備	ア 消防組織の確立 イ 消防施設の整備 ウ 消防救急の広域化の推進 エ 消防職員・消防団員の教育 オ 消防団の活性化 カ 緊急消防援助隊の受援体制の確立
	火災予防対策	ア 建物の不燃化の指導 イ 消防用設備等の整備 ウ 防火管理体制の整備 エ 防火対象物の火災予防
	林野火災予防対策	ア 林道（防火道）等の整備 イ 予防設備の整備 ウ 消防資機材の配備
	災害応急対策	ア 消防活動 イ 広域活動協力体制
静岡地方気象台	火災気象通報の発表	

第2節 町内の主な火災災害

昭和40年以降の町内の主要な大火を列記する。〔損害等は、焼失面積及び損害額(単位：千円)〕

発 生 年 月 日	損害等	場 所	記 事
昭和48年11月23日	236,790	小山町大御神	レース場でレーゾクが事故により出火 死者1人、負傷者4人、レーゾクが4台全焼
昭和49年6月2日	43,280	小山町大御神	レース場でレーゾクが事故により出火 死者2人、負傷者5人、レーゾクが4台全焼
昭和55年7月24日	135㎡ 33,780	小山町小山	紡績工場で落雷により出火
昭和58年3月11日	106㎡ 11,520	小山町菅沼	茅沼の公民館から出火
昭和61年3月8日	4,860	小山町須走	トラック積載品の荷崩れ 掲載品ガスライターのガス漏洩により出火焼 ライター15万6千個焼失
昭和63年10月25日	2,680	小山町須走	東富士五湖道路籠坂トンネル工事現場で時限発 火装置により出火、工事用車両3台焼失
平成8年3月6日	22,000	小山町湯船	東京電力(株)新富士変電所で地震動により変圧器 から絶縁油が漏れアークにより出火
平成12年12月30日	441㎡ 24,720	小山町小山	店舗併用住宅より出火 店舗併用住宅3棟、物置2棟焼失
令和3年7月18日	518㎡ 49,330	小山町桑木	工場から出火。部分焼1棟、負傷者4人
令和5年5月13日	138,900 千円	小山町湯船	フランジ配管から高温油が漏洩し、電気ケーブル が短絡したことにより工場火災が発生したもの。

第3節 予想される災害と気象条件

- 1 風速、湿度などの気象条件は、火災の発生、拡大を助長する役割を果たす。
- 2 大火の原因となる空気乾燥や強風をもたらす気圧配置には、次のものがあり、これらは火災の発生しやすい条件をつくりだす。
 - (1) 冬から春先にかけての西高東低の気圧配置
北西の強風、太平洋側でフェーン現象による突風
 - (2) 春から初夏にかけて帯状の高気圧が、日本付近をおおう気圧配置
連日晴天で、空気が乾燥し、実効湿度が低下
- 3 林野火災とは、森林、原野又は牧野が焼損する火災をいう。林野火災は落雷等の自然現象によるものもあるが、そのほとんどは、一般火災と同様に煙草の投げ捨て、たき火等の人為的要因で起こる。また、本町の特性として陸上自衛隊東富士演習場を有していることから、演習場からの野火の発生による林野火災についても考慮しておく必要がある。
- 4 林野火災を誘発し、被害を拡大する要因は自然条件が大きく影響する。特に地形、林況、気象は深い関係がある。
- 5 富士山麓地方の気象条件
 - (1) この地域は東山麓、南山麓に分けることもできるが、いずれも海拔高度により気温が変わり、御殿場（標高約470m）、白糸（標高約500m）とも、年平均気温は約13℃となっている。
 - (2) 風は富士山、愛鷹山、箱根山地、天守山地等の地形に支配されて、東山麓、西山麓では南と北の風が卓越し、南山麓では秋から春にかけては西の風が現れやすいが、夏は海陸風により南の風が多くなっている。風速は御殿場地方では一般に弱い、富士宮南部から岳南地方では風が強く、特に冬の季節風の時や南を低気圧が通過する時は強風となりやすい。

第 2 章 火災予防計画

町においては、消防組織の確立と消防施設の強化拡充を図るとともに、火災の発生を防止するため建物の不燃化、初期消火のための消防用設備の整備、防火管理体制の整備等の指導を行い、被害の軽減を図る。

第 1 節 消防体制の整備

区 分	内 容
消防組織の確立	町は、その地域における各種災害による被害の軽減を図るため、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期するものとする。
消防施設の整備	町は、地域に即した消防活動に要する消防諸施設の強化拡充を図り、消防態勢の万全を期するものとする。
消防救急の広域化の推進	災害時における初動体制の強化や救急・予防業務の高度化、専門化など、消防力を強化するため、消防救急の広域化を推進するものとする。
消防力の現況	町における消防力の現況は資料編（1－3）のとおりである。
消防職員・消防団員の教育	消防職員及び消防団員に高度の知識及び技術を習得させるため、消防学校及び消防大学校に派遣するほか、一般教育訓練を実施するものとする。
消防団の活性化	災害の複雑多様化、大規模化に適切に対処するため、消防団の活性化を一層推進する必要がある。 町は、消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、青年層や女性について団員への参加促進、機能別団員・分団の導入、住民や事業所の理解と協力を得るための事業を積極的に推進し、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。
緊急消防援助隊の受援体制の確立	町は、消防組織の確立、消防施設の強化拡充及び消防相互応援体制の整備に努めるとともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の確立に努めるものとする。

第 2 節 火災の予防対策

区 分	内 容
建物不燃化の指導	町は、燃えない街づくりを目標に、あらゆる機会をとらえて建物の不燃化、難燃化を指導する。
消防用設備等の整備	町は、火災の早期発見、初期消火のために消防用設備等の設置及び整備の指導並びに促進を図る。
防火管理体制の整備	町は、旅館、ホテル、病院、学校等多数の者が出入りする施設の防火管理体制の整備を促進するため、防火管理者講習会を実施し、指導する。
防火対象物の火災予防	町は、多数の者が出入りする施設に対する火災予防指導及び防火安全講習会等を関係機関の協力を得て実施し、火災の発生防止を図る。

第3節 林野火災対策の推進

森林資源を火災から守り、国土保全と自然保護に寄与するため、関係機関と協力して次のように総合的、広域的な推進を図る。

区 分	内 容
林野火災関係機関	町、消防本部、静岡県教育委員会、各森林組合、(公社)静岡県山林協会、静岡県森林組合連合会、静岡県木材協同組合連合会、静岡県山林種苗協同組合連合会、(公社)静岡県林業会議所、(一社)静岡県猟友会、(公社)静岡県観光協会、(一社)静岡県建設業協会、(一社)静岡県トラック協会、伊豆箱根林野火災防止対策協議会、国立研究開発法人 森林総合研究所森林整備センター静岡水源林整備事務所、森林管理署(静岡・伊豆・天竜)、静岡県道路公社、中日本高速道路(株)富士保全・サービスセンター、中部ブロック「道の駅」連絡会、各鉄道会社(交通機関)、陸上自衛隊第34普通科連隊、陸上自衛隊富士学校、(公財)静岡県舞台芸術センター
林道(防火道)等の整備	林況、地況等の実態を把握し、林道(防火道)、防火線、防火林等の整備に努める。
予防設備の整備	関係機関の協力を得て必要な予防施設の整備に努める。
防災知識の普及啓発	<p>町は県と協力し、静岡県山火事予防運動期間中ポスター、チラシ、広報誌、回覧、啓発物品等による広報活動や町及び協力団体の職員等による自主パトロールの実施などを通じ、ハイカー等の入山者、森林所有者、農林業関係者、地域住民、小中高等学校生徒、各種団体等に対し、山火事予防を呼びかけ、自主的な運動参加を推進する。</p> <p>その際、枯れ草等のある火災が起こりやすい場所で喫煙・たき火をしないことや、たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火することなどを強く呼びかけ、広く町民に対し山火事予防意識の啓発を図るものとする。</p>

第4節 火災気象通報の取扱い

「消防法」第22条第1項の規定により、静岡地方気象台長から知事に伝達される火災気象通報は、次により取り扱うものとする。

区 分	内 容				
火災気象通報の基準	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象地域</th> <th>実施基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>概ね市町単位(二次細分区域)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 乾燥注意報、強風注意報の基準に該当または今後該当する場合、概ね市町単位(二次細分区域)を明示して通報する。 毎朝(5時頃)、24時間内の気象概況を気象概況通報として通報し、気象概況通報の中で、火災気象通報の基準に該当または該当するおそれがある場合は、注意すべき事項を見出し文に明示して通報する(降水予想の場合などは、明示しない場合がある)。 注意すべき事項は次の3つに区分する。 火災気象通報【乾燥】、火災気象通報【強風】、火災気象通報【乾燥・強風】 定時(毎朝5時頃)以外でも、乾燥注意報または強風注意報の発表基準に該当または該当するおそれがある場合は、臨時通報をする。 </td> </tr> </tbody> </table>	対象地域	実施基準	概ね市町単位(二次細分区域)	<ul style="list-style-type: none"> 乾燥注意報、強風注意報の基準に該当または今後該当する場合、概ね市町単位(二次細分区域)を明示して通報する。 毎朝(5時頃)、24時間内の気象概況を気象概況通報として通報し、気象概況通報の中で、火災気象通報の基準に該当または該当するおそれがある場合は、注意すべき事項を見出し文に明示して通報する(降水予想の場合などは、明示しない場合がある)。 注意すべき事項は次の3つに区分する。 火災気象通報【乾燥】、火災気象通報【強風】、火災気象通報【乾燥・強風】 定時(毎朝5時頃)以外でも、乾燥注意報または強風注意報の発表基準に該当または該当するおそれがある場合は、臨時通報をする。
対象地域	実施基準				
概ね市町単位(二次細分区域)	<ul style="list-style-type: none"> 乾燥注意報、強風注意報の基準に該当または今後該当する場合、概ね市町単位(二次細分区域)を明示して通報する。 毎朝(5時頃)、24時間内の気象概況を気象概況通報として通報し、気象概況通報の中で、火災気象通報の基準に該当または該当するおそれがある場合は、注意すべき事項を見出し文に明示して通報する(降水予想の場合などは、明示しない場合がある)。 注意すべき事項は次の3つに区分する。 火災気象通報【乾燥】、火災気象通報【強風】、火災気象通報【乾燥・強風】 定時(毎朝5時頃)以外でも、乾燥注意報または強風注意報の発表基準に該当または該当するおそれがある場合は、臨時通報をする。 				
町長への伝達	町長は、知事から防災行政無線等により、火災気象通報を受ける。				
火災警報の発表	町長は、火災気象通報の伝達を受け、あるいは気象の状況が火災予防上危険であると思われるときは、火災警報を発表後直ちに知事に連絡するとともに、その周知徹底と必要な措置を講ずるものとする。				

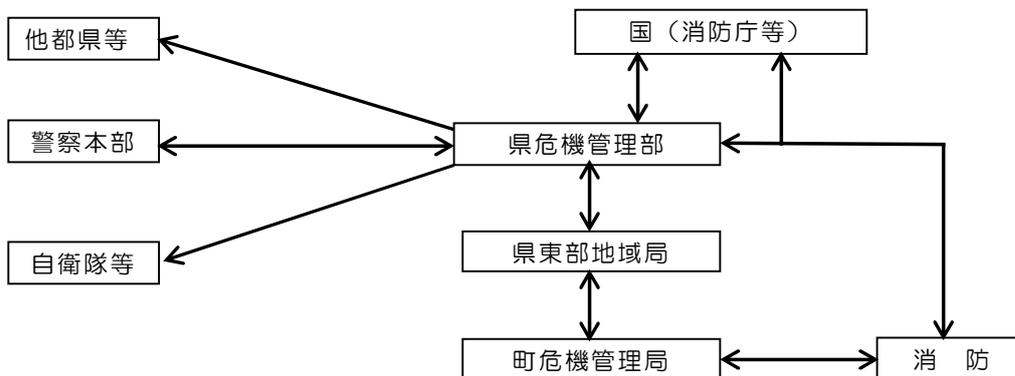
第3章 災害応急対策計画

この計画は、大規模火災及び林野火災に対する消防活動に関する基本的事項を定めることにより、火災の発生による被害の軽減を図ることを目的とする。

第1節 大規模火災及び林野火災に対する消防活動

区 分	内 容
町 消 防 活 動 体 制	町は、その地域に係る大規模火災や林野火災が発生した場合においては、これらの火災による被害の軽減を図るため、町消防計画に基づき、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期するものとする。
広 域 協 力 活 動 体 制	町長は、大規模火災、林野火災が次のいずれかに該当する場合には、「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援要請を行うものとする。 その際、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求めるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> その災害が他の市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合 町の消防力によっては防御が著しく困難と認める場合 その災害を防除するため、他の市町等の消防機関が保有する車両及び資機材等を必要とする場合
大 規 模 林 野 火 災 対 策	町は、大規模な林野火災が発生し、人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態となるおそれのある時は、知事に空中消火活動の要請をすることができる。

第2節 情報伝達系統図



第3節 町の対応

- 1 大規模火災が発生した場合は、関係部局において、情報収集を行う。
- 2 必要な場合には「災害対策本部」を設置し、応急対応を行う。

災害対策本部

区 分	内 容
災害対策本部 の設置	大規模な災害が発生し又は発生するおそれがあり、町長がその対策を必要と認めるときに、災害対策本部を設置する。
任 務	<p>ア 防災対策の総合調整</p> <p>イ 情報収集、発信、広報</p> <p>ウ 関係機関への支援要請</p> <p style="margin-left: 2em;">(ア) 自衛隊への災害派遣要請</p> <p style="margin-left: 2em;">(イ) 県への支援要請</p> <p style="margin-left: 2em;">(ウ) 医療機関等への協力要請</p> <p style="margin-left: 2em;">(エ) 県への緊急消防援助隊の出動要請</p> <p style="margin-left: 2em;">(オ) その他関係機関への応援要請</p> <p>エ 2次災害等発生防止措置</p>
本部員会議の 開催	<p>ア 町長（本部長）は、災害応急対策の基本方針等について協議するため、必要に応じて本部員会議を開催する。</p> <p>イ 本部員会議は、本部長、副本部長（副町長）、危機管理監及び本部員（各部長）をもって構成する。ただし、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。</p> <p>ウ 本部員等は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況に就いて、必要に応じて、本部員会議に報告する。</p> <p>エ 本部長は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、本部員会議への連絡員の派遣を要請することができる。</p>

第4章 災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて再度災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して、計画を図るものとする。

第1節 各機関が実施する対策

実施主体	内 容
町	関係機関等との連携及び県との調整を行うとともに住民の理解を得ながら、迅速かつ的確に被災地域を包含する事業計画を作成する。
関係機関	町、県等と連携を図り、整合性のある事業計画の作成に努めるものとする。

Ⅱ 大爆発対策計画

第1章 総 則

高圧ガス、危険物、火薬類等による爆発事故の発生と発災時の被害の拡大を防止するための保安対策、及び事故発生時の応急対応や復旧対策について定める。

高圧ガス、危険物、火薬類等に係る爆発事故は、これらの漏洩、流出、引火等により発生する。

このため、平時から高圧ガス、危険物、火薬類等の関係施設の適正な維持管理や取扱いなどの関係事業者による自主保安対策を推進するとともに、大規模地震等の災害を想定した防災体制を構築する。

第1節 関係機関の業務の大綱

機関名	内 容
警 察	ア 火薬類事業者の保安指導 イ 高圧ガス、危険物、火薬類運搬車両等の路上安全対策 ウ 高圧ガス、危険物、火薬類事故等発生時の捜査
消 防	ア 危険物事業者の許認可 イ 煙火の消費許可 ウ 災害発生時の消火、人命救助活動 エ 爆発事故、危険物事故等の原因究明、再発防止指導
関係事業者	ア 自主保安体制の構築 イ 危害予防規程、地震防災計画等の策定 ウ 防災資機材の整備 エ 防災訓練等の実施 オ 災害発生時の関係機関への通報 カ 事故原因の究明、再発防止措置の実施

第2節 予想される災害

高圧ガス、危険物、火薬類等に係る爆発事故は、これらの漏洩、流出、引火等により発生する。高圧ガス、危険物、火薬類等は産業用、民生用に広く利用されており、爆発事故は町内全域で発生する危険性がある。

町内危険物施設

令和6年4月1日現在

区 分		計	区 分		計
製 造 所		7	取 扱 所	給油取扱所	29
貯 蔵 所	屋 内貯蔵所	34		販売 //	0
	屋外タンク //	44		一般取扱所	24
	屋内タンク //	2		小 計	53
	地下タンク //	35		合 計	203
	簡易タンク //	1			
	移動タンク //	7			
	屋 外 //	20			
	小 計	150			

第2章 災害予防計画

第1節 ガス災害予防計画

ガス関係事業者についての許認可、立入検査、保安検査等により、事業者の自主保安体制の構築と事故防止措置を指導するとともに、関係機関と連携した監視指導や防災訓練等によりガス保安の向上、防災意識の高揚を図る。

区 分	内 容								
高圧ガス関係事業者の自主保安体制の構築	<p>高圧ガス関係業者は、自主保安体制を構築し、次の事項を実施することで、事故防止や災害被害の低減を図る。</p> <p>ア 危害予防規程、地震防災計画等の策定 イ 保安管理体制の確保、防災資機材の整備 ウ 従業員への保安教育、施設の定期検査等の実施 エ 事故や災害への対処訓練の実施 オ 関係機関との災害防止協定や、関係事業者との相互援助協定等の締結</p>								
高圧ガス関係団体等の保安体制の構築	<table border="1"> <tr> <td>緊急応援体制の整備</td> <td>静岡県一般高圧ガス地域防災協議会と静岡県液化石油ガス地域防災協議会は、防災事業所を指定し、事故や災害時の迅速・的確な対応を図るよう、連絡応援体制を整備する。</td> </tr> <tr> <td>防災資機材の整備</td> <td>災害に対処するため、防災事業所に防災資機材を配備する。</td> </tr> <tr> <td>防災訓練</td> <td>高圧ガス関係事業者、関係団体は、関係機関と連携のうえ、高圧ガスの事故や地震等の災害を想定した防災訓練を定期的に行い、防災能力の向上を図る。</td> </tr> <tr> <td>LPガスの自主保安の推進</td> <td> <p>製造事業所相互援助協定の締結</p> <p>県内の製造事業所間で相互援助協定を締結し、事故や震災時には、災害拡大防止に必要な防災資機材や職員等の支援を行う。また、相互援助協定の円滑な運用を図るため、情報伝達訓練を実施する。</p> <p>一般消費先の安全対策</p> <p>ア 安全機器、地震対策機器の普及促進 イ 安全パンフレット等によるガスの安全使用の啓発 ウ ガス漏洩事故等防止のための一斉点検、注意喚起</p> </td> </tr> </table>	緊急応援体制の整備	静岡県一般高圧ガス地域防災協議会と静岡県液化石油ガス地域防災協議会は、防災事業所を指定し、事故や災害時の迅速・的確な対応を図るよう、連絡応援体制を整備する。	防災資機材の整備	災害に対処するため、防災事業所に防災資機材を配備する。	防災訓練	高圧ガス関係事業者、関係団体は、関係機関と連携のうえ、高圧ガスの事故や地震等の災害を想定した防災訓練を定期的に行い、防災能力の向上を図る。	LPガスの自主保安の推進	<p>製造事業所相互援助協定の締結</p> <p>県内の製造事業所間で相互援助協定を締結し、事故や震災時には、災害拡大防止に必要な防災資機材や職員等の支援を行う。また、相互援助協定の円滑な運用を図るため、情報伝達訓練を実施する。</p> <p>一般消費先の安全対策</p> <p>ア 安全機器、地震対策機器の普及促進 イ 安全パンフレット等によるガスの安全使用の啓発 ウ ガス漏洩事故等防止のための一斉点検、注意喚起</p>
緊急応援体制の整備	静岡県一般高圧ガス地域防災協議会と静岡県液化石油ガス地域防災協議会は、防災事業所を指定し、事故や災害時の迅速・的確な対応を図るよう、連絡応援体制を整備する。								
防災資機材の整備	災害に対処するため、防災事業所に防災資機材を配備する。								
防災訓練	高圧ガス関係事業者、関係団体は、関係機関と連携のうえ、高圧ガスの事故や地震等の災害を想定した防災訓練を定期的に行い、防災能力の向上を図る。								
LPガスの自主保安の推進	<p>製造事業所相互援助協定の締結</p> <p>県内の製造事業所間で相互援助協定を締結し、事故や震災時には、災害拡大防止に必要な防災資機材や職員等の支援を行う。また、相互援助協定の円滑な運用を図るため、情報伝達訓練を実施する。</p> <p>一般消費先の安全対策</p> <p>ア 安全機器、地震対策機器の普及促進 イ 安全パンフレット等によるガスの安全使用の啓発 ウ ガス漏洩事故等防止のための一斉点検、注意喚起</p>								
LPガスの保安推進	<p>LPガスは、さまざまな事業者や一般家庭等で広く利用されていることから、県と(一社)静岡県LP協会、関係事業者が、LPガス安全対策推進のために必要な事業を実施する。</p> <p>ア 液化石油ガス製造事業者、販売事業者に対する保安講習会の実施 イ 液化石油ガス販売事業者登録簿等の整備 ウ 液化石油ガス販売事業者及び保安機関の業務報告の徴収 エ 液化石油ガスの安全機器及び地震対策機器の設置推進</p>								

都市ガスの 保安推進	自主保安体制 の構築	都市ガス事業者は、保安規程等を定め自主保安体制を図る中で相互協力するとともに、警察、消防等の関係機関との相互協力体制を構築する。
	マイコンメー タ等の整備	都市ガスを使用する事業所や各家庭等に、地震やガス漏れ発生時にガス供給を自動的に遮断する機能を有するマイコンメータや、ガス警報器等の設置を推進する。
	広報、巡視 点検	ア ガスによる災害が発生した場合や、ガス供給の遮断を行った場合には、関係機関と連携し該当区域の事業所や住民への広報を行うほか、需要家の閉栓を実施する。 イ また、該当区域の巡視点検を行い、ガス漏れ、火災、爆発等の二次災害の発生を防止する。
ライフライン 防災連絡 会による連 携強化	町は、県が開催するライフライン防災連絡会等を通じ、事故防止措置や災害対応における県とガス関係事業者との連携を強化する。	

第2節 危険物災害予防計画

町は、消防本部が行う危険物施設の許認可、立入検査と連携し、関係事業者の自主保安体制の構築と事故防止措置を指導する。

また、警察、（一社）静岡県危険物安全協会連合会等を含む関係機関との連携による監視指導や防災訓練、広報啓発等を行い、危険物保安の向上、防災意識の高揚を図る。

区 分	内 容
危険物関係 事業者の自 主保安体制 の構築	危険物関係事業者は、自主保安体制を構築し、次の事項を実施することで、事故防止や災害被害の低減を図る。 ア 予防規程、地震防災計画等の策定 イ 保安管理体制の確保、防災資機材の整備 ウ 従業員への保安教育、施設の定期検査等の実施 エ 自衛消防体制の構築、事故や災害への対処訓練の実施 オ 関係機関との災害防止協定や、関係事業者との相互援助協定等の締結
危険物事故 防止対策	危険物関係事業者と関係機関との連携のもと、消防庁が策定した危険物事故防止に関する基本方針、及びその行動計画である危険物事故防止アクションプラン等を活用し、危険物関係施設の点検・補修・維持・管理、従業員の保安教育、事故関係情報の収集・解析、自衛消防組織の確立等の事故防止対策を講ずる。
危険物安全 週間	ア 毎年6月第2週に実施される「危険物安全週間」において、危険物施設の立入検査、事業者による施設の点検整備、保安教育、防災訓練等に集中的に取り組む。 イ 危険物関係事業者や危険物を業務上取り扱う者をはじめ、広く県民を対象に講演会、研修会、広報啓発等を実施し、危険物に関する知識の普及啓発や保安意識の向上を図る

危険物運搬車両の安全指導	危険物運搬中の事故を防止するため、県、警察、消防他関係機関による危険物運搬車両事故防止等対策協議会を設け、保安活動を実施する。 ア 事故対応マニュアルの策定 イ 危険物運搬車両の監視指導 ウ 事故対応合同訓練
防災訓練	県は警察、消防、(一社)静岡県危険物安全協会連合会等と合同で、危険物事故を想定した実践的な防災訓練を実施し、関係機関の連携や災害対応能力の向上を図る。

第3節 火薬類災害予防計画

火薬類の製造施設、貯蔵施設、消費・使用場所等の構造設備や、火薬類の取扱い方法等についての許認可、立入検査等により、関係事業者の自主保安体制の構築と事故防止措置を指導するとともに、県、警察、消防、静岡県火薬類保安協会等の関係機関が連携した監視指導や広報啓発等により、保安管理の向上、防災意識の高揚を図る。

区 分	内 容
火薬類関係事業者の自主保安体制の構築	火薬類関係事業者は、自主保安体制を構築し、次の事項を実施することで、事故防止や災害被害の低減を図る。 ア 危害予防規程、地震防災計画等の策定 イ 保安管理体制の確保、防災資機材の整備 ウ 従業員への保安教育、施設の巡視点検等の実施 エ 事故や災害への対処訓練の実施 オ 関係機関との災害防止協定や、関係事業者との相互援助協定等の締結
火薬類関係事業所の監視指導	ア 県、消防、警察の連携のもと、火薬類関係事業所の立入検査、保安検査等により、事業所の構造設備、火薬の取扱いや保管管理、安全確保対策等の適正を指導する。 イ 県及び静岡県火薬類保安協会は、発破作業等の火薬類の使用場所の巡視指導を行う。 ウ 県及び消防は、花火の正しい取扱い等について、県民への広報啓発を行う。
火薬類危害予防週間	ア 関係機関及び関係事業者は、毎年6月10日～16日の火薬類危害予防週間において、火薬類関係施設の管理の徹底、適正な取扱いの確保、保安教育、防災訓練等に集中的に取り組む。 イ 火薬類関係事業者や火薬類を業務上取り扱う者をはじめ、広く県民を対象に講修会、広報啓発等を実施し、火薬類に関する知識の普及や保安意識の向上を図る

第3章 災害応急対策計画

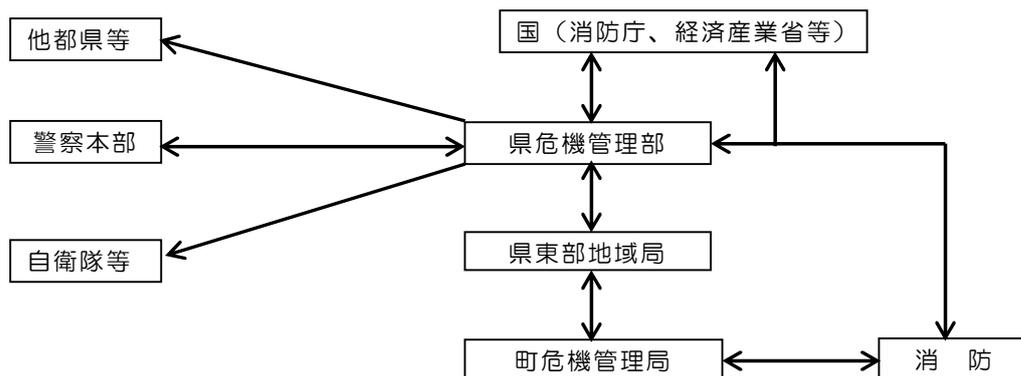
この計画は、大規模な爆発事故が発生した際の、情報伝達、救助・消火活動、付近住民の避難、2次災害の防止等の応急対策について定める。

前章に掲げる他、水蒸気爆発、粉塵爆発、高圧ガスや危険物以外の可燃性物質、有機物の腐敗や土壌由来の可燃性ガス等に起因して爆発事故が発生することがある。こうした爆発事故についても、この計画に準じて対応する。

第1節 関係機関の業務の大綱

機 関 名	内 容
町・消防	ア 火災・災害等即報要領に基づく消防庁及び県への通報 イ 町の対策本部設置 ウ 消火活動 エ 人命救助活動 オ 避難誘導 カ 事故調査
警 察	ア 事故捜査 イ 交通規制 ウ 避難誘導
発災事業者	ア 事故通報 イ 自衛防災対応 ウ 災害拡大防止措置 エ 関係機関への協力 オ 相互援助協定事業者等への支援依頼

第2節 情報伝達系統図



第3節 町の対応

- 1 大規模爆発が発生した場合は、関係部局において、情報収集を行う。
- 2 必要な場合には「災害対策本部」を設置し、応急対応を行う。

災害対策本部

区 分	内 容
災害対策本部 の設置	大規模な災害が発生し又は発生するおそれがあり、町長がその対策を必要と認めるときに、災害対策本部を設置する。
任 務	<p>ア 防災対策の総合調整</p> <p>イ 情報収集、発信、広報</p> <p>ウ 関係機関への支援要請</p> <p style="margin-left: 20px;">(ア) 自衛隊への災害派遣要請</p> <p style="margin-left: 20px;">(イ) 県への支援要請</p> <p style="margin-left: 20px;">(ウ) 医療機関等への協力要請</p> <p style="margin-left: 20px;">(エ) 県への緊急消防援助隊の出動要請</p> <p style="margin-left: 20px;">(オ) その他関係機関への応援要請</p> <p>エ 2次災害等発生防止措置</p>
本部員会議の 開催	<p>ア 町長（本部長）は、災害応急対策の基本方針等について協議するため、必要に応じて本部員会議を開催する。</p> <p>イ 本部員会議は、本部長、副本部長（副町長）、危機管理監及び本部員（各部長）をもって構成する。ただし、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。</p> <p>ウ 本部員等は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況に就いて、必要に応じて、本部員会議に報告する。</p> <p>エ 本部長は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、本部員会議への連絡員の派遣を要請することができる。</p>

第4章 災害復旧計画

災害復旧段階における、原因究明と是正措置の実施、事業の再開、産業活動や住民生活に関する復旧措置等について定める。

第1節 原因究明と是正措置

区 分	内 容
発災事業者の対応	<p>ア 爆発事故の原因を究明し、再発防止のための是正措置を講じる。</p> <p>イ 関係機関が行う事故原因究明のための調査等に協力する。</p> <p>ウ 事故により他者に生じた被害の調査、復旧等に必要な対応を行う。</p>
関係機関の対応	<p>ア 関係機関は連携して、事故の原因究明のための調査や、再発防止のための是正措置の指導を行う。</p> <p>イ 必要な場合には、国や学識経験者等に原因究明や再発防止措置に関する支援や指導を要請する。</p>
産業や住民生活に関する普及措置	<p>ア 発災事業者等は、事故による高圧ガス、都市ガス、危険物、火薬類の生産、供給等に係る産業活動や住民生活等への影響を最小限に止めるよう配慮する。</p> <p>イ ガス関係事業者は、関係団体や相互援助協定事業者等の支援や協力を受け、ガス供給等の速やかな復旧を図る。</p> <p>ウ 復旧に時間を要する場合には、代替措置等を検討する。特に公共施設、防災拠点施設、病院等へのガスの供給については、当該施設の機能の維持に配慮する。</p> <p>エ 供給遮断を行った都市ガスについて供給を再開する場合には、ガス事業者は、関係機関と連携し該当区域の事業所や住民への広報等を行い、ガスの閉栓の確認等の注意を徹底する。</p> <p>オ 該当区域の巡視点検を行い、ガス漏れ、火災、爆発等の二次災害の発生を防止する。</p> <p>カ 発災事業者は、復旧状況等を随時、関係機関に報告する。また、需要者への情報提供、広報を行う。</p>
情報公開、広報	<p>ア 発災事業者は、関係機関と連携し、事故原因や復旧対応等について、付近住民や関係者へ必要な情報提供や説明を行う。</p> <p>イ 町は町民の安全・安心の確保のため、事故原因や復旧状況等について必要な広報等を行う。</p>

大規模事故対策編

I 道路事故対策計画、II 鉄道事故対策計画及びIII 航空機事故対策計画	1
---------------------------------------	---

I 道路事故対策計画

総 則		頁
第1章	総則	2
	第1節 関係機関等の業務の大綱	2
	第2節 予想される事故と地域	3
	1 町内の道路状況	3
	2 町内の交通事故件数等	3
	3 予想される道路事故の態様	3

発 災 前		頁
第2章	災害予防計画	4
	第1節 道路構造物の災害予防	4
	第2節 関係機関の防災体制の整備	4
	第3節 危険物流出等に備えた資機材等の整備	4
	第4節 防災訓練	5
	第5節 関係機関との相互連携体制の整備	5
	1 連絡窓口の明確化	5
	2 防災訓練の合同実施	5

発 災 後		頁
第3章	災害応急対策計画	6
	第1節 情報の収集・伝達	6
	第2節 応急体制	6
	1 防災関係機関	6
	第3節 危険物等の流出・散乱に対する応急措置	7
	1 拡散防止措置等	7
	2 住民の安全確保	7

復 旧 ・ 復 興 期		頁
第4章	災害復旧計画	8
	第1節 災害復旧計画の策定	8
	第2節 施設の復旧	8
	第3節 安全性の確認	8
	第4節 被害者等へのフォロー	8
	1 健康相談の実施	8
	2 心の健康相談の実施	8

II 鉄道事故対策計画

総 則		頁
第1章 総則		9
第1節 予想される事故と地域	1 事故の形態及び発生要因（国土交通省鉄道事故等報告規則）	9
	2 小山町内の鉄道事業者及び運行路線	9
発 災 前		頁
第2章 災害予防計画		10
第1節 防災体制の整備	第2節 鉄道交通の安全確保	10
	第3節 応急対策用資機材等の整備	11
	第4節 防災訓練	11
	第5節 関係機関との相互連携体制の整備	11
発 災 後		頁
第3章 災害応急対策計画		12
第1節 情報連絡体制の整備	第2節 応急体制	12
	1 町の体制	12
	2 関係機関等	13
	<特記事項>	14
	1 情報の収集・伝達	14
	2 広報活動	14
	3 消防活動	14
	4 救助・救急活動	14
	5 医療救護等	14
	6 避難	14
	7 危険物等搭載貨車事故に対する応急対策	14

III 航空機事故対策計画

総 則		頁
第1章 総則		15
第1節 予想される事故と地域		15
発 災 前		頁
第2章 災害予防計画		16
第1節 防災体制の整備		16
発 災 後		頁
第3章 災害応急対策計画		17
第1節 情報の収集・伝達	第2節 応急対策	17
	1 町の対応方針	17
	2 町の体制	18
	3 防災関係機関の対応事項	18
	<特記事項>	19
	1 捜索救難活動	19
	2 消火・救助活動	19
	3 医療救護活動	19
	4 避難	20
	5 入国管理、検疫、動植物検疫、税関	20
	6 広報	20

I 道路事故対策計画、II 鉄道事故対策計画及びIII 航空機事故対策計画

この計画は、「災害対策基本法」第40条の規定により、町民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するために、小山町及び防災機関が行うべき町の地域に係る「大事故対策の大綱」（「共通対策編」で定めたものを除く）を定めるものとする。

「大事故対策編」は、以下のとおり、「I 道路事故対策計画」、「II 鉄道事故対策計画」、「III 航空機事故対策計画」から構成する。

なお、II、IIIにおける災害復旧計画については、I第4章に準ずるものとする。

I 道路事故対策計画

章	記 載 内 容
第1章 総則	関係機関の業務の大綱、予想される事故と地域
第2章 災害予防計画	道路構造物の災害予防、関係機関の防災体制の整備、危険物流出等に備えた資機材等の整備、防災訓練、関係機関との相互連携体制の整備
第3章 災害応急対策計画	情報の収集・伝達、応急体制、危険物の流出・散乱に対する応急措置
第4章 災害復旧計画	災害復旧計画の策定、施設の復旧、安全性の確認、被害者等へのフォロー

II 鉄道事故対策計画

章	記 載 内 容
第1章 総則	予想される事故と地域
第2章 災害予防計画	防災体制の整備、鉄道交通の安全確保、応急対策用資機材等の整備、防災訓練、関係機関との相互連携体制の整備
第3章 災害応急対策計画	情報連絡体制の整備、応急体制
(災害復旧計画)	(I 道路事故対策計画 第4章「災害復旧計画」に準ずる)

III 航空機事故対策計画

章	記 載 内 容
第1章 総則	予想される事故と地域
第2章 災害予防計画	防災体制の整備
第3章 災害応急対策計画	情報の収集・伝達、応急対策
(災害復旧計画)	(I 道路事故対策計画 第4章「災害復旧計画」に準ずる)

Ⅰ 道路事故対策計画

第 1 章 総 則

小山町内の町道、県道、国道及び高速道路等の道路において、自然災害、車両の衝突、車両火災、道路構造物の破壊等により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合に、迅速に負傷者を救出し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関がとるべき行動を定める。

第 1 節 関係機関等の業務の大綱

町及び防災関係機関が処理すべき業務の大綱は、以下のとおりとする。

機 関 名	処理すべき業務
町	ア 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報に関すること イ 被災者の救出、救護（搬送・収容）に関すること ウ 事故拡大防止のための消火その他消防活動に関すること エ 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難指示等に関すること オ 県又は他の市町村に対する応援要請 カ 関係防災機関との調整に関すること
道路管理者 （国土交通省中部地方整備局、県、町、中日本高速道路株式会社）	ア 管理道路の災害予防に関すること イ 管理道路の防災体制の整備に関すること ウ 事故発生時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること エ 道路施設の二次災害の阻止及び復旧に関すること
警 察	ア 災害関係情報の収集及び伝達 イ 被害実態の早期把握 ウ 負傷者等の救出救助 エ 緊急交通路の確保等交通上の措置 オ 避難誘導及び二次災害の防止措置 カ 検視及び行方不明者の捜索 キ 県民の安全確保と不安解消のための広報 ク 関係機関の行う災害復旧への協力 ケ その他必要な警察業務
国土交通省 中部地方整備局	ア 事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡通報に関すること イ 関係防災機関との調整に関すること
静岡地方気象台	ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 イ 気象、地象（地震にあつては地震動に限る。）の予報及び警報 ウ 気象、地象及び水象に関する情報の収集及び発表 エ 気象業務にかかわる各種の研究 また、これらの業務を適切に実施するため、気象庁は気象、地象、水象に関する各種観測網及び予報・警報等を発表し、伝達する各種組織など、所要の施設及び体制を整備する。
消防機関	ア 救助・救出用資材、車両等の整備 イ 救急隊員、救助隊員の知識、技術の向上、救急救命士の育成 ウ 事故発生時の医療機関との情報相互伝達体制の確立 エ 携帯電話からの 119 番通報に対する確にに対応できる体制の確立
医療機関	搬送患者を効率よく受け入れるための情報伝達体制の確立
建設事業者	事故災害対応に必要な資機材の備蓄状況の把握

第2節 予想される事故と地域

1 町内の道路状況 (令和5年4月1日現在) 小山町道路現況表

道路の種類	路線数	実延長(km)
高速自動車国道	2	17.22
道路専用道路(東富士五湖)	1	4.16
一般国道	2	17.26
県道	9	69.32
町道	1,521	456.15
合計	1,535	564.11

2 町内の交通事故件数等

令和5年中(1月から12月末まで)に町内で発生した交通事故の内人身事故は42件で、死亡事故は0件となっている。

3 予想される道路事故の態様

町内で発生が予想される道路事故には、落石・土砂崩れといった自然災害に起因するもの、道路構造物の破損に起因するもの、大規模な交通事故によるものなどが想定され、態様としては以下のものが考えられる。

要因	想定される事故
自然災害等に起因するもの	ア 落石・土砂崩れ等の道路法面の崩壊 イ 河川の増水等による橋梁・道路の流失
大規模な交通事故等に起因するもの	ア トンネル内での車両火災 イ 道路上での危険物等の漏洩 ウ バスの転落等事故
その他	沿道での大規模火災等

第2章 災害予防計画

第1節 道路構造物の災害予防

各道路管理者は、道路構造物の異常を早期に知覚するために点検を実施し、災害発生のおそれがある危険箇所を把握し、改修等を行う。

また、被災した施設の早期復旧を図るため、平常時から応急復旧資機材を保有または調達できる体制を整備する。

警察、消防、医療機関、町、県等関係機関は、道路管理者と連携・協力し、救助・救急、医療機関への搬送、不明者の捜索、交通規制、危険物の処理、住民の避難等を迅速に実施できるよう体制を整備するとともに、訓練等を通じて平時から災害対応の習熟に勤める。

第2節 関係機関の防災体制の整備

実施主体	内容
町	防災関係機関相互の情報伝達体制の整備
道路管理者 (国土交通省中部地方整備局、県、町、中日本高速道路株式会社)	ア 情報連絡体制の整備 イ 安全設備等の整備 ウ 防災体制の確立(情報連絡を含む) エ 異常気象時の通行規制区間の指定 オ 通行規制の実施及び解除 カ 通行規制の実施状況に関する広報 キ 防災訓練の実施
警察	ア 情報連絡体制の整備 イ 防災体制の確立(情報連絡を含む) ウ 通行の禁止等の措置 エ 信号機等の点検
静岡地方気象台	ア 情報連絡体制の整備 イ 道路交通安全に係る気象等の現象の把握 ウ 道路交通安全に係る実況、予・警報等の発表
国土交通省 中部地方整備局	防災関係機関相互の情報伝達体制の整備
消防機関	ア 情報連絡体制の整備 イ 救助・救急活動に必要な車両及び救急救助用資機材の整備
医療機関	ア 情報連絡体制の整備 イ 応急救護用医療品、医療資機材等の確保体制の整備
建設事業者	ア 情報連絡体制の整備 イ 応援業務に関連する情報連絡体制の整備 ウ 応援業務に必要な資機材の備蓄状況の把握

第3節 危険物流出等に備えた資機材等の整備

道路管理者等は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備に努めるものとする。

また、特に危険物等の運搬事業者に対しては、運搬車両の安全対策及びイエローカード(化学物質の毒性、事故発生時の応急措置、緊急連絡先等を記載したカード)の携行の普及促進等を図るものとする。

第4節 防災訓練

町、県、防災関係機関は、町、県、防災関係機関、道路管理者及び地域住民等が相互に連携し、消火、救助・救出等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

第5節 関係機関との相互連携体制の整備

1 連絡窓口の明確化

関係防災機関は、事故情報、被害状況及び各機関の応急対策の実施状況等の情報を相互に共有し、情報の欠落や錯綜等を未然に防止するため、連絡窓口等をあらかじめ明確にしておくこととする。

2 防災訓練の合同実施

道路管理者、消防、警察等防災関係機関は、合同で防災訓練を実施し、情報の伝達、交通規制、救助・救出活動等における道路事故災害応急対策の特性及び職務分担について、周知徹底を図るものとする。

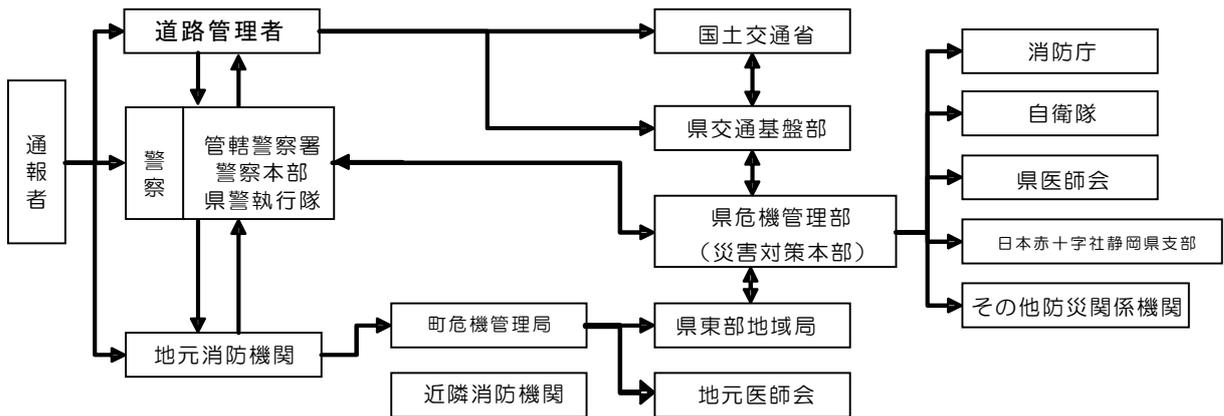
第3章 災害応急対策計画

事故の状況に応じて、事前配備職員の参集あるいは職員の増員、情報収集体制の確立、災害対策本部の設置など、必要な体制をとる。

第1節 情報の収集・伝達

- 1 道路災害発生の通報を受けた場合は、関係部局に内容を連絡する。また、消防庁へ様式に基づき報告する。
- 2 災害の発生状況及び被害の状況を収集し、把握できた内容を関係部局、関係市町その他関係機関と共有する。迂回路などの情報と併せて随時県や道路管理者のホームページに掲載するとともに、町は広報活動を行う。
- 3 町、県及びその他防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

<情報連絡系統図>



第2節 応急体制

1 防災関係機関

町及び防災関係機関は、次の事項を処理する。

実施主体	内容
町	ア 現地における応急的医療施設及び収容施設等の設置並びに管理 イ 死傷者の捜索、救出、搬出及び災害現場の警戒並びに関係機関の実施する搬送等の調整 ウ 遺体の措置 エ 道路の応急復旧
道路管理者 (国土交通省中部地方整備局、県、町、中日本高速道路株式会社)	ア 負傷者の救助及び消火活動の実施のために必要な協力 (ア) 主要交通路(迂回路)の確保 (イ) 災害時における通行の禁止又は制限 イ 道路施設の応急復旧活動に関すること (ア) 道路の応急復旧 (イ) 類似災害の再発防止のための被災箇所以外の道路施設に関する緊急点検の実施

警察	ア 災害関係情報の収集及び伝達 イ 被害実態の早期把握 ウ 負傷者等の救出救助 エ 緊急交通路の確保等交通上の措置 オ 避難誘導及び二次災害の防止措置 カ 検視及び行方不明者の捜索 キ 県民の安全確保と不安解消のための広報 ク 関係機関の行う災害復旧への協力 ケ その他必要な警察業務
消防機関	ア 消火活動 イ 被災者の救出、救護 ウ 負傷者の医療機関への搬出
医療機関	ア 救護所の開設 イ 負傷者に対する医療処置 ウ 患者搬送
建設事業者	負傷者の救助及び消火活動の実施のために必要な協力

第3節 危険物等の流出・散乱に対する応急措置

危険物等の流出・散乱が確認された場合、又は想定される場合は、化学物質漏洩事故対応マニュアル（静岡県危険物運搬車両事故防止等対策協議会編）に基づき、以下の措置を行う。

1 拡散防止措置等

区分	内容
流出危険物の拡散防止及び除去	ア 警察及び消防は、危険物等の運搬車両に備えてあるイエローカードまたは運搬車両の所属事務所から流出危険物の名称、性状、毒性等の状況を把握する。 イ 輸送業者及び消防、警察、道路管理者は連携して、危険物の防除作業を実施し、拡散防止に努める。
二次災害の防止	ア 消防機関等は、流出危険物から発生する可燃性ガス及び有毒ガスの検知を行い、火災及び健康被害、環境汚染防止等を行う。 イ 流出危険物による飲料水汚染の可能性がある場合には、県及び河川管理者等は、水道水取水機関に直ちに連絡し、取水制限等の措置をとる。 ウ 流出危険物による河川海域等の公共用水域、地中及び大気汚染の可能性がある場合には、河川管理者及び保健所等は必要に応じて環境調査を実施する。 エ 必要に応じて付近住民等の避難誘導等を行う。

2 住民の安全確保

- (1) 危険物等が流出・散乱した場合は、有毒物質等の拡散等により影響のある地域に対して、町は付近の住民などの避難、区域への立入禁止等の必要な措置をおこなう。また付近の住民などを避難させる際には、安全な地域に避難場所を開設する。
- (2) 災害の概要及び警戒区域の指定状況、規制の内容（「中毒危険」、「退去命令」、「火気の使用禁止」等）の情報を広報する。
- (3) 危険物の処理が終了し、安全が確認された場合、速やかに警戒区域を解除すると共に、その旨広報する。

第4章 災害復旧計画

第1節 災害復旧計画の策定

関連する他の施設の被災状況・応急復旧状況及び既存の整備計画等の動向を踏まえ、関連する部署や他機関との調整を図った上で、迅速かつ計画的な災害復旧計画を策定する。

第2節 施設の復旧

施設の管理者は、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。また、復旧完了時期の明示に努める。

第3節 安全性の確認

応急対策が概ね完了したときは、関係部局及び関係機関と協力して、早急に安全性の確認を行う。安全性の確認がなされた場合は、報道機関へ情報提供するとともに、広報誌やインターネットなど各種広報媒体を活用して広く町民に周知を図る。

第4節 被害者等へのフォロー

1 健康相談の実施

危機事案の発生により乗客及び沿線住民が大きな被害を受けた場合は、県と協力して相談窓口を設置すると共に、医師、保健師による巡回健康診断を実施する。

2 心の健康相談の実施

発生した危機事案による心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、関係機関の協力を得て、心の健康に関する相談窓口を設置する。

Ⅱ 鉄道事故対策計画

第1章 総 則

町内の鉄道施設において、列車の衝突、脱線等により死傷者を伴う大規模な事故または火災及び危険物の流出を伴う大規模な事故が発生した場合に、迅速に負傷者を救出し被害の軽減を図るため、県がとるべき行動を定める。

第1節 予想される事故と地域

1 事故の形態及び発生要因（国土交通省鉄道事故等報告規則）

事故の形態	内 容
列車衝突事故	列車が他の列車又は車両と衝突し、又は接触した事故
列車脱線事故	列車が脱線した事故
列車火災事故	列車に火災が生じた事故
踏切障害事故	踏切道において列車又は車両が道路を通行する人又は車両等と衝突し、又は接触した事故
道路障害事故	踏切道以外の道路において、列車又は車両が道路を通行する人又は車両等と衝突し、又は接触した事故
鉄道人身障害事故	列車又は車両の運転により人の死傷を生じた事故 （上記5種類の事故に伴うものを除く）
鉄道物損事故	列車又は車両の運転により500万円以上の物損を生じた事故 （上記6種類の事故に伴うものを除く）

2 小山町内の鉄道事業者及び運行路線

会社名	路線名	区 間	営業キロ(km)
東海旅客鉄道(株)	御殿場線	沼津 ～ 駿河小山	35.6

第2章 災害予防計画

第1節 防災体制の整備

実施主体	内 容
町	ア 情報連絡体制の整備 イ 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備
警察 (御殿場警察署)	ア 情報連絡体制の整備 イ 捜索・救助・救出活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備
中部運輸局	ア 情報連絡体制の整備 イ 鉄道事業者に対する安全指導 管内で鉄道事業を営むものに対し、法令の規定に基づき、定期又は必要の都度立入 検査 ウ 救助・救出に係る資機材等の整備及び備蓄 エ 防災訓練への参加 オ 関係機関との相互連携体制の整備
消防機関	ア 情報連絡体制の整備 イ 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備
鉄道事業者	ア 情報連絡体制の整備 イ 鉄道施設の安全対策の推進、防災体制の整備、職員に対する教育・訓練の実施 ウ 乗務員に対する適性検査の定期的実施 エ 車両や施設に関する安全確保の実施 (ア) 土砂災害等から鉄道の保全を図るため、トンネル、落石覆その他の線路防護施設の整備・点検、軌道・踏切等の定期的検査 (イ) 列車集中制御装置（CTC）、自動列車停止装置（ATS）の高機能化、線路防護施設の整備促進等、安全性の向上につながる施設の整備 オ 安全管理規定、防災業務計画、防災業務実施計画、事故・災害等応急処理手続きに関するマニュアル等防災計画の作成 カ 応急対策用資機材の整備 キ 防災訓練への参加 ク 関係機関との相互連携体制の整備
医療機関	ア 情報連絡体制の整備 イ 医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備
関係団体	情報連絡体制の整備

第2節 鉄道交通の安全確保

鉄道事業者は、列車の安全運行確保のため教育を徹底し、事故発生の防止に努める。また、一般公衆に対する啓発を行う。

1 踏切事故対策

鉄道事業者及び関係機関は、踏切での重大事故発生の防止のため、ポスター掲示や新聞・放送等の広告により啓発活動を実施する。また、踏切通行車両のモラルの向上及びトラブル発生時の処置方法について、自動車運転者への普及に努める。

2 鉄道妨害の防止

鉄道事業者及び関係機関は、重大な鉄道事故を引き起こす原因となる置き石等の鉄道妨害の発生防止のため、学校等を通じて啓発活動を行うものとする。

第3節 応急対策用資機材等の整備

鉄道事業者は、各社の保安規定に基づき、事故発生時の応急対策に必要な資機材を整備・配備し、外部からの緊急調達方法等についても、あらかじめ関連事業者と取り決めておくものとする。

第4節 防災訓練

鉄道事業者は、事故発生を想定した緊急対応訓練を定期的を実施し、習熟に努める。また、消防、警察、町、県その他関係機関と合同で、列車の脱線・転覆等、大規模な鉄道事故災害の発生を想定した緊急対応訓練の実施について検討するものとする。

第5節 関係機関との相互連携体制の整備

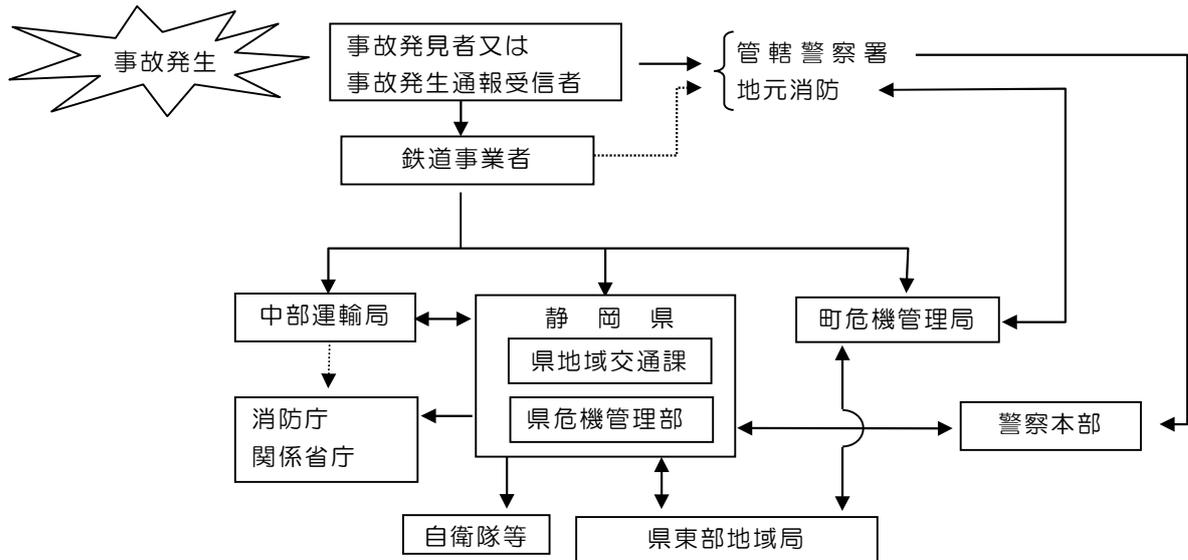
鉄道事業者は、事故災害発生時の消防、警察、町、県その他の関係機関との連携についてあらかじめ協議・検討し、情報連絡体制及び相互の役割分担等について確認し、平時から関係強化に勤めるものとする。

第3章 災害応急対策計画

鉄道災害が発生した場合、次の対策を行う。

第1節 情報連絡体制の整備

鉄道事業者は、乗客、乗員、地域住民等の多数の死傷者の発生又は危険物の流出等により事故現場周辺に危険が及びような大規模鉄道事故が発生した場合は、速やかに次の経路により関係機関に通報するものとする。



- このほか、地域住民からの110番、119番通報等により事故発生情報がもたらされる場合があるので、通報を受けた機関は上記関係機関に迅速かつ確実に情報を伝達する。
- また、町及び県は通報を受けたときは直ちに事故現場に情報収集要員を派遣する。

第2節 応急体制

1 町の体制

(1) 突発的災害応急体制(事前配備体制)

連絡を受けた事故が、多数の死傷者等を伴い、地域の消防力では対応が困難と思われる場合は、危機管理局長の指示の下、関係機関等から情報を収集し、事故の状況に応じて、「突発的災害応急体制」により事前配備職員の配置、関係部局職員の参集等の初動体制の確立のために必要な措置をとる。

区分	内容
任 務	ア 情報の収集・伝達
	イ 職員の非常参集、町災害対策本部設置など必要な体制の確立
	ウ 県又は防災関係機関への協力・応援要請
	エ 医療救護活動の支援
	オ 避難誘導、避難所の開設
	カ 遺体安置所の設置
	キ 住民に対する広報

(2) 災害対策本部

連絡を受けた事故が、多数の死傷者等を伴う大規模事故等又は大規模事故等に移行する恐れがある場合は、危機管理局長は町長に災害対策本部の設置を協議する。

町長（本部長）が災害対策本部の設置を決定した場合において、人命の救助その他の災害応急対策を迅速に実施するため、必要と認めた場合には、現地災害対策本部を設置する。

本部員会議

ア 町長（本部長）は、災害応急対策の基本方針について協議するため、必要に応じて本部員会議を開催する。

イ 本部員会議は、本部長、副本部長（副町長）、危機管理局長及び本部員（各部長）をもって構成する。ただし、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

ウ 本部員等は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況に就いて、必要に応じて、本部員会議に報告する。

エ 本部長は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、本部員会議への連絡員の派遣を要請することができる。

2 関係機関等

実施主体	内 容
警察	ア 災害関係情報の収集及び伝達 イ 被害実態の早期把握 ウ 負傷者等の救出救助 エ 緊急交通路の確保等交通上の措置 オ 避難誘導及び二次災害の防止措置 カ 検視及び行方不明者の捜索 キ 県民の安全確保と不安解消のための広報 ク 関係機関の行う災害復旧への協力 ケ その他必要な警察業務
中部運輸局	情報の収集・伝達
消防機関	ア 情報の収集・伝達 イ 消火活動 ウ 捜索活動 エ 救出・救助・救急活動 オ 医療救護活動 カ 負傷者の搬送
鉄道事業者	ア 情報の収集・伝達 イ 各社の防災計画及び事故対策マニュアル等に基づき、直ちに社内に事故対策本部を設置及び事故現場近傍に現地復旧本部を設置 ウ 自社の現地復旧本部と近接して関係機関の現地本部が設置できるよう手配 エ 市町や県に対する必要な支援の要請 オ 事業者としての消火・捜索・救出・救助活動 カ 後続列車の衝突等の二次災害の防止活動 キ 危険物等を積載している場合は、被害防止対策の実施、消防や警察への報告 ク 被災者の家族等への情報提供 ケ 被災者及び被災家族に対する必要な手配 コ 代行輸送等の手配 サ 乗客等に対する広報
関係団体	日本赤十字静岡支部 ア 医療及び遺体措置に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置

＜特記事項＞

1 情報の収集・伝達

- (1) 鉄道災害発生の通報を受けた場合は、関係部局に内容を連絡する。
 (2) 災害の発生状況及び被害の状況を収集し、把握できた内容を関係部局、県その他関係機関と共有する。広報の必要がある場合には、広報活動を行う。

2 広報活動

鉄道事業者は、事故の応急対策の実施状況及び復旧見込み等についての情報を、定期的又は随時の記者会見等により、報道機関に提供するものとする。

3 消防活動

火災が発生している場合は、迅速な消火、二次災害の防止等の活動を実施する。

4 救助・救急活動

現場において町は救助活動を実施し、救助した傷病者等を医療機関に搬送する。

5 医療救護等

傷病者が多数発生した場合は、町は救護所、案内窓口、遺体安置所を設置し、対応にあたる。

6 避難

乗客を一時的に避難させる必要がある場合は、安全な地域に避難場所を開設する。避難誘導を行うと同時に、災害の概要及び災害危険箇所等の情報を避難者に提供する。

7 危険物等搭載貨車事故に対する応急対策

区 分	内 容
初動対応	危険物、毒劇物、高圧ガス等を積載した貨車が、事故により爆発・炎上した場合又はその危険性があると判断された場合は、乗務員又は駅員は直ちに消防機関や警察に通報し、安全な場所での停車、事故車両の安全な場所への隔離等応急措置を行う。
二次災害防止及び住民の安全確保	現地に出動した消防隊の指揮者又は鉄道事業者の現場における責任者は、流出した危険物等の爆発または有害物質の拡散等により周辺に危険が及ぶと判断されるときには、直ちに周辺地域での火気の遮断及び地域住民の一時避難を町長に要請する。また流出した危険物等が河川、下水道等に流入した場合又はその恐れがある場合は、河川管理者、下水道管理者、健康福祉事務所等に連絡する。

(災害復旧計画については、Ⅰ 道路事故対策計画 第4章「災害復旧計画」に準ずる。)

Ⅲ 航空機事故対策計画

第 1 章 総 則

町の地域において、航空機の墜落等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合、または発生する恐れがある場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、町及び県、防災関係機関がとるべき行動を定める。

第 1 節 予想される事故と地域

航空機事故とは、航空機が航行中に起きる事故であり、航空機事故の形態としては以下のような形があげられる。

事故の形態	内 容
墜 落	<p>ア 墜落は飛行中に突然発生する場合もあり、空港内だけでなく市街地、海、山など墜落場所を問わないため、墜落場所によっては乗員・乗客だけでなく数十～数百人の住民が巻き添えとなることがある。</p> <p>イ 胴体が寸断されるなど、空中で跡形もなくなるケースと原型を保ったまま墜落するケースがある。</p> <p>ウ 「胴体が寸断」または「空中分解」すれば、乗客の生存はほぼ絶望的である。</p> <p>エ 「原型を保ったまま墜落」の場合では、機体が衝撃を吸収するため、墜落場所と座席位置によっては生存の可能性はある。</p>
不時着	<p>ア 降着装置が降りなかったり、燃料が尽きたり、操縦系統が故障したり、屋根が吹き飛んだりしながらも無事に着陸できるケースと、着陸態勢は取れたが場所が不適当だったため機体が破損するケースがある。</p> <p>イ 無事に着陸ができなくても、衝撃が墜落に比べコントロールできているので生存率は高い。</p>
火 災	<p>ア 飛行中あるいは地上にいる際に何らかの原因で火災が発生することがある。</p> <p>イ 火と煙が回りきる前に着陸できるかどうかで被害の様相が大きく変わる。</p>
衝 突	<p>ア 空中衝突して墜落するケースもあるが、悪天候等で現在位置を把握することができず、地上に衝突するケースもある。</p> <p>イ 大半の事例では良くて片方、悪ければ両方が墜落して大惨事へと発展している。</p>

航空機（特に旅客機）では、ひとたび事故が生じると、乗員・乗客のみならず、状況によっては地上にいる住民をも巻き込む大惨事となってしまう危険性がある。

富士山等の山岳は気流変化が激しいので、航空機事故に対して注意する必要がある。

第 2 章 災害予防計画

第 1 節 防災体制の整備

町、防災関係機関は、平常時から次の施策を実施し、航空災害発生の防止や発生した場合の被害の軽減に寄与する事前の対策を推進する。

実施主体	内 容
町	ア 情報連絡体制の整備 イ 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備
警察	ア 情報連絡体制の整備 イ 捜索・救助・救出活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備
東京航空局東京空港事務所 東京航空局静岡空港出張所	ア 情報連絡体制の整備 イ 航空交通の安全確保等のための規程等の整備 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備
消防機関	ア 情報連絡体制の整備 イ 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備
航空事業者	ア 情報連絡体制の整備 イ 航空交通の安全確保等のためのマニュアル等の整備 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備
医療機関	ア 情報連絡体制の整備 イ 医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備
静岡地方气象台 東京航空地方气象台 東京航空地方气象台静岡空港出張所	ア 情報連絡体制の整備 イ 航空機の安全運航に必要な気象観測の実施 ウ 気象予警報の発表（東京航空地方气象台静岡空港出張所を除く） エ 防災訓練への参加 オ 関係機関との相互連携体制の整備
自衛隊	ア 情報連絡体制の整備 イ 捜索・救助・救出活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備

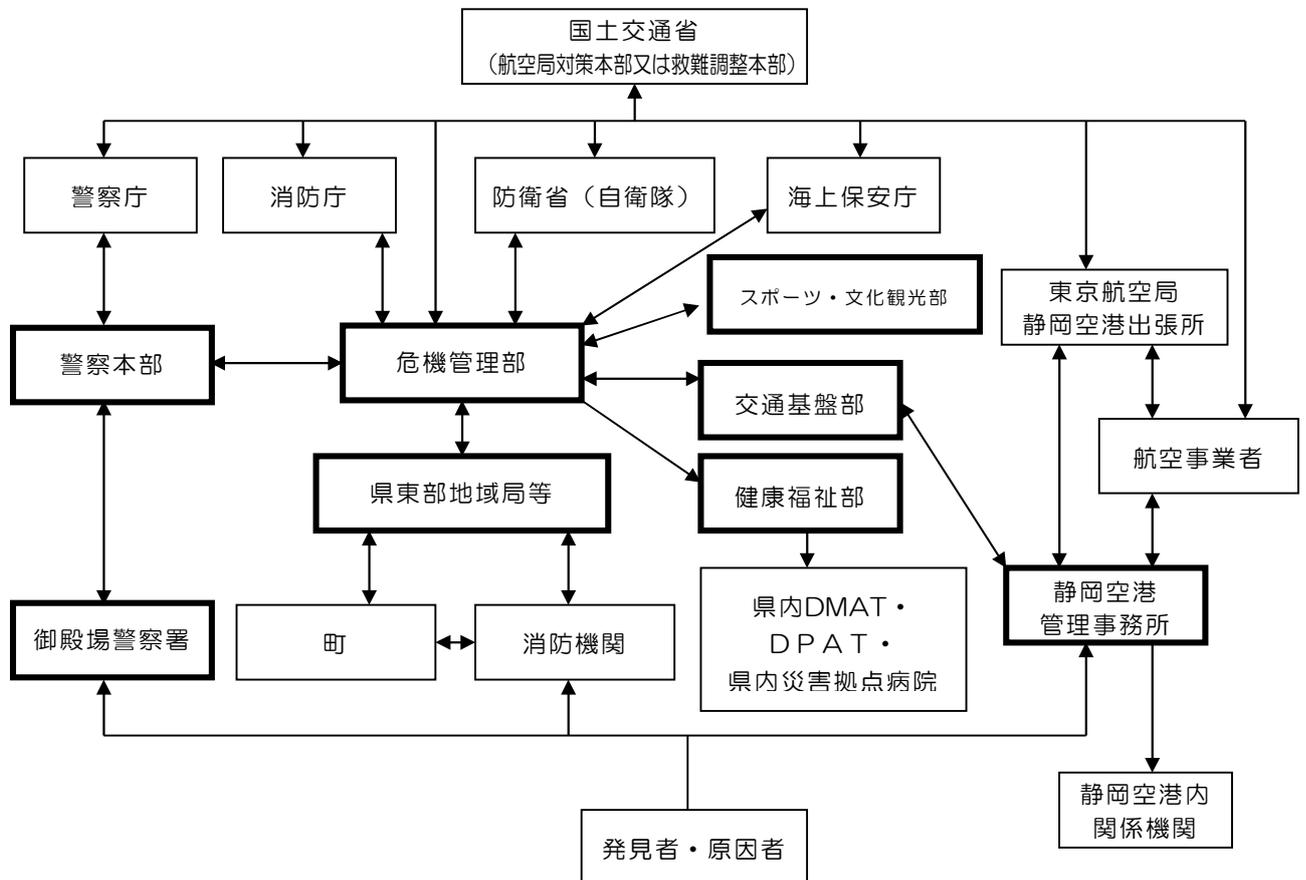
第3章 災害応急対策計画

町の区域において航空機事故が発生した場合、町、県及び防災関係機関等は、直ちに初動体制を確立して次の対策を行い、被害の軽減を図る。

第1節 情報の収集・伝達

○航空災害防災関係機関は、航空機事故の発生を認知したときは、発生状況及び被害の状況を収集し、把握した内容を下図に示す連絡系統により他の関係機関に連絡通報する。

<連絡系統図>



第2節 応急対策

1 町の対応方針

- (1) 事故の連絡を受けた町は、危機管理局長の指示の下、関係機関等から情報を収集し、事故の状況に応じて、事前配備職員の配置、関係部局職員の参集等の初動体制の確立のために必要な措置をとる。危機管理局長は、必要に応じて町長に災害対策本部の設置を協議する。
- (2) 町長(本部長)は、必要と認めるときは災害対策本部を設置する。

2 町の体制

(1) 災害対策本部

災害対策本部は、次の事項を処理する。

区 分	内 容
任 務	ア 情報の収集・伝達 イ 職員の非常参集など必要な体制の確立 ウ 県又は防災関係機関への協力・応援要請 エ 医療救護活動の支援 オ 避難誘導、避難所の開設 カ 遺体安置所の設置 キ 住民に対する広報

(2) 本部員会議

- ア 町長(本部長)は、迅速な災害応急対策を実行するため、必要に応じて本部員会議を開催する。
- イ 本部員会議は、本部長、副本部長(副町長)、危機管理局長及び本部員(各部局長)をもって構成する。ただし、必要に応じて、関係者の出席を求められることができる。
- ウ 本部員等は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じて、本部員会議に報告する。
- エ 本部長は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、本部員会議への連絡員の派遣を要請することができる。

3 防災関係機関の対応事項

防災関係機関は、次の事項を処理する。

実 施 主 体	内 容
警察	ア 情報の収集・伝達 イ 捜索活動 ウ 救助・救出活動 エ 避難誘導 オ 行方不明者の捜索 カ 検視及び死傷者の身元確認 キ 警戒区域の設定、交通規制の実施
東京航空局東京空港事務所 東京航空局静岡空港出張所	ア 情報の収集・伝達 イ 必要な飛行情報の提供 ウ 捜索救難調整
消防機関	ア 情報の収集・伝達 イ 消火救難活動 ウ 捜索活動 エ 救助・救出・救急活動 オ 医療救護活動 カ 負傷者の搬送
医療機関	ア 救護所の開設 イ 医療救護活動 ウ 患者搬送
航空事業者 (事故機体所有事業者)	ア 情報の収集・伝達 イ 各社の防災計画及び事故対策マニュアル等に基づき、直ちに社内に事故対策本部を設置及び事故現場近傍に現地復旧本部を設置 ウ 自社の現地復旧本部と近接して関係機関の現地本部が設置できるよう手配 エ 市町や県に対する必要な支援の要請 オ 事業者としての消火・捜索・救出・救助活動 カ 危険物等を積載している場合は、被害防止対策の実施、消防や警察への報告 キ 被災者の家族等への情報提供 ク 被災者及び被災家族に対する必要な手配

	ケ 代行輸送等の手配 コ 避難誘導 サ 搭乗者等に対する広報
静岡地方気象台 東京航空地方気象台	必要な気象情報の提供
自衛隊	ア 情報の収集・伝達 イ 搜索活動 ウ 救助・救出活動 エ 医療従事者、負傷者等の搬送 オ 現場医療活動の支援

<特記事項>

1 搜索救難活動

搜索救難活動は、東京航空局東京空港事務所に設置される救難調整本部が中心となり警察庁、消防庁、国土交通省（航空局）、海上保安庁及び防衛省（以下「救難調整本部等」という。）が連携して実施する。町、県及び県内防災関係機関は、救難調整本部等から搜索救難の協力要請がある場合は、その指示に基づき、迅速的確に対応する。

- (1) 警察は、円滑な搜索救難活動のため必要があると認めるときは、交通規制を行い、緊急輸送のための交通路を確保する。
- (2) 警察は、搜索救難活動を実施するとともに、必要に応じ所有するヘリコプターの出動、他都道府県警察に対する応援要請を行う。
- (3) 消防機関は、搜索救難活動を実施するとともに、必要に応じ他の消防機関に応援を求め、災害対策本部に対し防災ヘリコプターの出動を求める。
- (4) 事故機体所有航空事業者は、搜索救難活動のため必要なときは、当該航空機の乗員・乗客名簿を関係機関に提出する。
- (5) 自衛隊等防災関係機関は、要請に基づき搜索救難活動を実施する。

2 消火・救助活動

- (1) 警察は、円滑な消火・救助活動のため必要があると認めるときは、交通規制を行い、緊急輸送のための交通路を確保する。
- (2) 警察は、救助活動を実施するとともに、必要に応じ所有するヘリコプターの出動、他都道府県警察に対する応援要請を行う。
- (3) 消防機関は、消火・救助活動を実施するとともに、必要に応じ他の消防機関に応援を求め、県に対し防災ヘリコプターの出動、消防庁等防災関係機関への支援要請を求める。
- (4) 事故機体所有航空事業者は、救助活動のため必要なときは、当該航空機の乗員・乗客名簿を関係機関に提出する。
- (5) 自衛隊等防災関係機関は、県の要請に基づき救助、輸送活動等を実施する。

3 医療救護活動

- (1) 警察は、円滑な医療救護活動のため必要があると認めるときは、交通規制を行い、緊急輸送のための交通路を確保する。
- (2) 消防機関は、医療救護活動を実施するとともに、必要に応じ他の消防機関に応援を求め、県に対し防災ヘリコプターの出動、消防庁等防災関係機関への支援要請を求める。
- (3) 町は、消防機関から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師の確保、救護所・遺体安置所の設置、医薬品の手配等必要な措置を講ずる。町のみで対処できない場合は、県等に協力を要請する。
- (4) 医療機関は、医療救護活動を行う。

4 避難

航空機事故の発生に伴う火災が周辺地域に延焼するおそれのある場合、あるいは煙・有毒物質等の拡散等の影響がある地域に対し、町は避難勧告・指示を発令し、安全な地域に避難所を開設する。避難誘導の際、災害の概要及び災害危険箇所等の情報を提供する。

5 入国管理、検疫、動植物検疫、税関

被災航空機が国際線であった場合は、検疫所その他の関係機関と密接に連携して事態の対処を行う。

6 広報

- (1) 町及び県は、住民に対し、航空機事故の状況、応急対策の状況、安否情報等の情報を、ホームページ及び報道機関を通じて広報する。
- (2) 事故機体所有航空事業者は、乗客及び被災者家族等に対し、航空機事故の状況、安否情報、医療機関の情報等を適切な方法で広報する。

(災害復旧計画については、Ⅰ 道路事故対策計画 第4章「災害復旧計画」に準ずる。)